

由布市ツーリストインフォメーションセンター
新築工事等設計者選定プロポーザル
実 施 要 領

平成 27 年 8 月

由布市環境商工観光部商工観光課

目 次

I 趣 旨	1
II 一般事項	1
1 名称	
2 主催者	
3 募集方法	
4 審査	
5 性格	
6 事務局	
III 日 程	1
IV 応募資格等	2
1 応募資格	
2 応募に対する制限	
3 応募不適格者等	
4 失格基準	
V 審 査	3
1 選定委員会	
2 審査方法及び審査基準	
3 候補者の特定	
4 審査結果の発表	
VI 手続き	4
1 実施要領の配付	
2 参加表明書の提出	
3 技術提案書の提出要請	
4 現地説明会	
5 質問回答	
6 技術提案書の提出	
VII 設計業務委託契約	5
1 最適候補者選定後の手続き	
2 設計業務概要	
3 契約	
4 履行状況の確認及び措置	
5 工事受注資格の喪失	
VIII 提出書類の取扱い	6
1 著作権及び意匠	
2 提出書類の使用	
IX 留意事項	6
1 経費の負担	
2 その他	

I 趣 旨

由布市では、由布市観光デザイン会議において、由布院観光における課題と対策を整理し、新たな「滞在型・循環型保養温泉地」計画を策定しているところです。その計画において、国内外の観光客が気軽に立ち寄れる新たな観光情報発信拠点の整備を喫緊に対応すべき対策としています。

本事業は、九州内広域周遊観光のハブ的な役割と全国のモデルとなる情報発信機能を備えた、他にはない観光情報発信拠点の整備により、満足度の高い「由布院との出逢いの場」を創出するものです。

施設の整備には、設計段階における複雑な諸条件を、発注者と設計者がコミュニケーションを図りながら進めることが重要となります。こうした発注者との協同作業を進めるパートナーとして、最も適した設計者を選定するため、プロポーザルにより広く提案を求めます。

II 一般事項

- 1 名 称 由布市ツーリストインフォメーションセンター新築工事等設計者選定プロポーザル
(以下「本プロポーザル」という。)
- 2 主 催 者 由布市 (以下「市」という。)
- 3 募 集 方 法 公募型とします。
- 4 審 査 選定委員会において、最適候補者及び次点者 (以下「最適候補者等」という。) を選定
します。なお、審査は2段階で行います。
- 5 性 格 本プロポーザルにおける提案は、設計者の基本的な考え方や施設設計等に関する技術力
等について、与えられた条件下における提案を基に評価し、最適候補者等を選定するた
めに実施するものです。提案は選定を行なう上での資料であり、設計業務にあたって提
案内容の拘束を受けるものではありません。
- 6 事 務 局 由布市環境商工観光部商工観光課
〒879-5192 大分県由布市湯布院町川上 3738 番地 1
代表電話 0977-84-3111
ファクシミリ 0977-84-3121
電子メール shoko@city.yufu.oita.jp

III 日 程

- ・ 実施要領等の配付 平成 27 年 8 月 17 日 (月) ~8 月 28 日 (金)
- ・ 質問 (参加表明書に係るもの) 平成 27 年 8 月 17 日 (月) ~8 月 24 日 (月)
- ・ 質問への回答 (参加表明書に係るもの) 平成 27 年 8 月 26 日 (水)
- ・ 参加表明書の提出 平成 27 年 8 月 17 日 (月) ~8 月 28 日 (金)
- ・ 参加資格通知 平成 27 年 8 月 29 日 (土)
- ・ 現地説明 平成 27 年 8 月 31 日 (月)
- ・ 質問 (参加表明書以外に係るもの) 平成 27 年 8 月 31 日 (月) ~9 月 7 日 (月)
- ・ 質問への回答 (参加表明書以外に係るもの) 平成 27 年 9 月 10 日 (木)
- ・ 技術提案書の提出 平成 27 年 8 月 31 日 (月) ~9 月 24 日 (木)
- ・ 第 1 次審査 平成 27 年 9 月 29 日 (火)
- ・ 第 1 次審査結果の通知 平成 27 年 9 月 30 日 (水) 予定
- ・ 第 2 次審査参加要請の通知 平成 27 年 9 月 30 日 (水) 予定
- ・ 第 2 次審査 (ヒアリング) 平成 27 年 10 月 10 日 (土)
- ・ 第 2 次審査結果の通知 平成 27 年 10 月 13 日 (火)

IV 応募資格等

応募者は次の各号に該当している単体企業及び共同企業体とします。

1 応募資格

- (1) 由布市建設工事に関するコンサルタント業務の競争入札参加者資格等に関する規程（平成 17 年 10 月 1 日 告示第 3 号）のうち、建築コンサルタント業務の登録（以下「建築コンサルタント業務の登録」という。）を行っている者、若しくは同等の資格があると認められた者とする。

なお、建築コンサルタント業務の登録がない場合、以下の要件を満たす書類を参加表名書提出期限（平成 27 年 8 月 28 日（金））までに提出し、同等の資格があることの確認を受けること。（要件該当者のみ参加資格通知を送付）

建築コンサルタント業務の登録と同等の資格に必要な要件

- 1) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
 - 2) 建築コンサルタントの営業年数が、公告日の前日まで引き続き 1 年以上経過していること。
 - 3) 建築コンサルタントの業務について、平成 26 年度に建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 3 条に掲げる建築物の設計業務実績があること。
 - 4) 市税並びに消費税及び地方消費税に未納がないこと。
 - 5) 由布市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 1 号）第 2 条 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (2) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (3) 応募者は、総括責任者（管理技術者）とは別に、一級建築士である照査技術者を配置できること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 公告日から審査結果発表日までの間において、本市から指名停止措置を受け、または指名を保留されている期間が存在しない者。
- (6) 参加表明書の提出時に、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立てをした者にあつては、更生計画認可の決定を受けていること。また、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき民事再生手続開始の申し立てした者にあつては、再生計画認可の決定を受けていること。

(7) 管理技術者

管理技術者の資格要件は次による。

- 1) 応募者の組織に所属していること。
- 2) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号。以下同じ。）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士の資格を有し、かつ下記の設計を管理技術者・建築（意匠）主任担当技術者として担当した実績（異なる組織での実績も可とする。）を有する者。

平成 21 年国土交通省告示第 15 号 別添二 第十二号の用途に供する建築物で、第 1 類で延べ面積の合計が 1,000 m²以上（同一発注業務かつ、同一団地内における対象建物の延べ面積の合計とする。以下同じ）、第 2 類で延べ面積の合計が 1,000 m²以上の新築、増築又は改築（増築及び改築の場合は、当該部分の延べ面積の合計が第 1 類で 1,000 m²以上、第 2 類で 1,000 m²以上を有するものに限る。）に係るいずれかの基本設計及び実施設計の業務（業務の完了日が平成 17 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までのものに限る。）を行った実績があること。

建築物の類型	建築物の用途等	
	第 1 類(標準的なもの)	第 2 類(複雑な設計等を必要とするもの)
十二 文化・交流・公益施設	公民館、集会場、コミュニティセンター等	映画館、劇場、美術館、博物館、図書館、研修所、警察署、消防署等
参加資格要件面積	1,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上

(8) 照査技術者

照査技術者とは、管理技術者とは別に、設計業務における成果物の内容の技術上の照査を行う技術者であり、資格要件は次による。

- 1) 応募者の組織に所属していること。
- 2) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号。以下同じ。）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士の資格を有する者。

(9) 主任担当技術者

担当技術者の中から、建築（意匠）、建築（構造）、建築（積算）、電気設備、機械設備の各部門の責任者として、主任担当技術者を 1 名ずつ選定し配置する。

主任担当技術者は、担当設計業務の分野について、専門的な知識と経験を有する者とする。

※管理技術者は各部門の主任担当技術者を兼任しないこと。また、各部門の主任担当技術者についても他の部門の主任担当技術者を兼任しないこと。

2 応募に対する制限

- (1) 応募数は、1 応募者につき 1 案とします。また、企業が支店ごとに建築士事務所を登録していても、本店又は支店を区別して応募することはできません。
- (2) 総括責任者（管理技術者）は 1 名とします。
- (3) 応募者が共同企業体を構成することは可としますが、その場合、共同企業体の構成員は、本プロポーザルに単独で応募することはできません。また、他の共同企業体の構成員となることはできません。
なお、共同企業体を構成する場合は、参加表明書に協定書の写しを添付してください。
- (4) 応募者が協力事務所と協働する体制は可としますが、その協力事務所は、自ら応募者となることはできません。また、建築（意匠）分野における協力事務所に限り、複数の応募者の協力事務所となることはできません。

3 応募不適合者等

選定委員が自ら主宰し又は役員若しくは顧問として関係する営利法人、その他の営利組合は、応募できません。

4 失格基準

次の各号のいずれかに該当する場合、その提案に係る参加者は失格とします。

- (1) 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- (2) 提案書に提案者が特定できる語句、記号等を記載した場合
- (3) 提出方法、提出先及び提出期限の条件に適合しない場合
- (4) 作成要領に指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない場合
- (5) 選定委員会の委員又は関係者と当該プロポーザルに関する不正な接触の事実が認められた場合
- (6) その他、選定委員会が不適合と認めた場合

V 審査

1 選定委員会

最適候補者等選定の審査は、有識者 6 名、行政 1 名の委員により組織された選定委員会で行います。

2 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

第 1 次審査

提出された図書等の審査により、5 者程度の第 2 次審査参加者を選定します。また、匿名により審査を行います。

審査は非公開とします。

第2次審査

提出された図書等をもとにプレゼンテーションを実施した後、参加者へのヒアリングを行い、最適候補者等を選定します。なお、プレゼンテーション、ヒアリングの詳細については、第1次審査通過後に提案者に通知します。

審査は非公開としますが、プレゼンテーション及びヒアリングは公開で行います。

(2) 審査基準

- ・提案に対する的確性、独創性、実現性
- ・課題解決能力
- ・業務実施体制
- ・業務実施方針の妥当性
- ・取組み意欲

3 候補者の特定

市は、選定委員会から最適候補者等の推薦を受け、最適候補者等の特定を行います。

4 審査結果の発表

- (1) 第1次審査の結果については、参加者全員に書面にて通知します。
なお、選定結果に関する問い合わせ及び異議申立ては一切受け付けません。
- (2) 第2次審査の結果については、市のホームページへの掲載により公表するとともに、第2次審査参加者全員に書面にて通知します。
なお、選定結果に関する問い合わせ及び異議申立ては一切受け付けません。

VI 手続き

1 実施要領の配布

(1) 配付する資料

- ア 由布市ツーリストインフォメーションセンター新築工事等設計者選定プロポーザル実施要領
- イ 由布市ツーリストインフォメーションセンターの計画概要
- ウ 技術提案課題
- エ 参加表明書作成要領
- オ 技術提案書作成要領
- カ 付属資料 (別紙1)由布院駅周辺案内図(公共用地等利用状況および現状課題)
(別紙2)由布院駅周辺案内図(建設予定地および活用可能用地)
- キ 各種様式 (様式A～様式D-5)
- ク 参考資料

(2) 配付期間 平成27年8月17日(月)から平成27年8月28日(金)まで

(3) 配付方法 由布市公式ホームページからダウンロードできます。

また、配布期間(土・日曜日及び祝祭日を除く。)の午前9時～午後5時までの間、事務局でも交付します。

(<http://www.city.yufu.oita.jp/>)

2 参加表明書の提出

(1) 提出期間 平成27年8月17日(月)から平成27年8月28日(金)午後5時まで

(2) 提出場所 事務局

(3) 提出方法 持参又は郵送若しくは宅配便(提出期間内必着)

なお、持参の場合は、(土・日曜日及び祝祭日を除く。)午前9時～午後5時とします。

(4) 作成方法 「参加表明書作成要領」による。

3 技術提案書の提出要請

参加表明書の提出者の参加資格を審査した後、参加資格通知を平成27年8月29日（土）までに行います。

4 現地説明会

- (1) 実施日時 平成27年8月31日（月）
午前の部 9～12時（受付 8時30分～ 9時）
午後の部 14～17時（受付 13時30分～ 14時）
- (2) 留意事項
ア 希望する時間帯を参加表明書の提出時に申し出ること。
イ 現地説明への出席者は、各参加者につき2名以内とする。
ウ 関係者の案内により行う。必ず事務局の指示に従うこと。

5 質問回答

- (1) 質問の受付期間
ア 参加表明書に係る質問 平成27年8月24日（月）午後5時まで（必着）
（土・日曜日及び祝祭日は除き、受付時間は午前8時30分から午後5時までとする。）
イ 参加表明書以外に係る質問 平成27年9月7日（月）午後5時まで（必着）
（土・日曜日及び祝祭日は除き、受付時間は午前8時30分から午後5時までとする。）
- (2) 受付場所 事務局
- (3) 質問方法 質問は、別添様式Bにより、ファクシミリ又は電子メールとする。（事務局に受信確認を電話で行うこと。）なお、参加表明書以外に係る質問は、参加資格通知を受けた者以外からの質問は受け付けない。
- (4) 回答
ア (1)のアの質問に係る回答は、平成27年8月26日（水）までに市のホームページに掲載する。
イ (1)のイの質問に係る回答は、平成27年9月10日（木）までに市のホームページに掲載する。

6 技術提案書の提出

- (1) 提出期間 平成27年8月31日（月）から平成27年9月24日（木）午後5時まで
- (2) 提出場所 事務局
- (3) 提出方法 持参又は郵送若しくは宅配便（提出期間内必着）
なお、持参の場合は、（土・日曜日及び祝祭日を除く。）午前9時～午後5時とします。
- (4) 作成方法 「技術提案書作成要領」による。

VII 設計業務委託契約

1 最適候補者選定後の手続き

- (1) 市は、契約事務規則に定める随意契約の手続きにより、最適候補者から見積書を徴し、予定価格の範囲内であることを確認した上で、最適候補者と本業務の委託契約を締結するものとします。
- (2) 契約が整わなかった場合は、次点者以下と随意契約の手続きを行うこととします。

2 設計業務概要

- (1) 業務名 由布市ツーリストインフォメーションセンター新築工事等設計委託業務
- (2) 業務箇所 大分県由布市湯布院町 川北8-5番地（候補地1）
若しくは川北8-2の一部及び川上3764-2の一部（候補地2）
- (3) 業務内容 由布市ツーリストインフォメーションセンター基本設計業務一式・実施設計業務一式

- (4) 契約書作成の要否 「要」
- (5) 履行期間 基本設計・概算工事費 平成27年12月15日(火)まで(予定)
実施設計 平成28年3月24日(木)まで(予定)

3 契約

- (1) 上限額
23,100千円を上限とします。
- (2) 契約締結時までにIV1の応募資格を満たさない場合は契約を締結しないこととし、この場合も市は一切の損害賠償の責を負わないこととします。

4 履行状況の確認及び措置

この要領に基づき契約した委託業務について、履行状況の確認を行い、見積書の徴取時に提出された資料の内容と契約後の内容に著しい差異があるときは、契約約款第36条第1項第四号による契約解除を行う事ができるものとします。

5 工事受注資格の喪失

本設計業務を受託した設計者(協力事務所を含む。)と資本・人事面等において関連があると認められる製造業者又は建設業者は、本業務に係る全ての工事の入札に参加し又は工事(下請工事を含む。)を請負うことはできません。

VIII 提出書類の取り扱い

1 著作権及び意匠

提出された提案書の著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの提出者に帰属するものとします。

なお、提案書の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者に承諾を得ておいてください。第三者の著作物の使用の責は、使用した参加者にすべて帰するものとします。

2 提出書類の使用

市は、本プロポーザルに関する事項の公表、展示、その他市が必要と認めるときに、提案書が無償で使用することができるものとします。この場合、提案者名を明示します。

提案書に含まれる第三者の著作物の公表、展示等に関しては、使用した参加者が当該第三者に承諾を得ておいてください。

なお、提出された提案書は返却しません。

IX 留意事項

1 経費の負担

参加表明書、提案書等の作成費、旅費、その他本プロポーザルの応募に関して要した一切の経費は、応募者の負担とします。

2 その他

- (1) 提出書類は、VIII2の場合を除き、提出者に無断で使用しません。
- (2) 提出書類は、最適候補者等の選定作業に必要な範囲において、複製し使用することがあります。

- (3) 参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定の技術者は、特別の理由があると認めた場合を除き、変更することはできません。
- (4) 一度受理した参加表明書及び技術提案書の差替えは認めません。
- (5) 参加表明書及び提案書の提出は、1者につき1件とします。
- (6) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しません。
- (7) 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合には、辞退の理由を記載した書面（様式自由）をもって届け出てください。
なお、辞退することによって、今後、不利益な取扱いを受けることはありません。
- (8) やむを得ない事情で日程等について変更が生ずる場合には、別途通知します。
- (9) 本プロポーザルにおいて使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）の規定による計量単位に限ります。